

卒業・進級判定基準

第1条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

1. 各年次57単位以上を修得した者は、進級・卒業することができる。
2. 各年次57単位以上を修得し、最高学年において卒業認定された者は卒業することができる。
3. 上記1及び2に該当する者は卒業・進級判定会議により最終決定する。

(評価基準)

出席率	定期試験	成績評価	合 否	進級・卒業判定
66.7%以上	100～80点	A	合 格	各年次57単位以上を修得した者
	79～70点	B		
	69～60点	C		
	59～0点	D	不 合 格	

※ 規定の出席率を満たし、A～C評価の場合、単位認定される。

第2条 第1条の基準を満たさない者は、原級留め置き（留年）または卒業保留となる。

第3条 卒業に必要な単位を修得している場合であっても、学費が完納されていない場合は卒業認定されない。

第4条 卒業年度の3月31日を超え、卒業単位未修得による卒業保留の場合、同年4月1日からの次年度において、8月31日までに卒業認定されない場合は、除籍となる。